

### 3. 整備の事例

特別特定建築物の  
トイレ改修

総工事費  
補助額  
事業者負担

410万円

約273万円

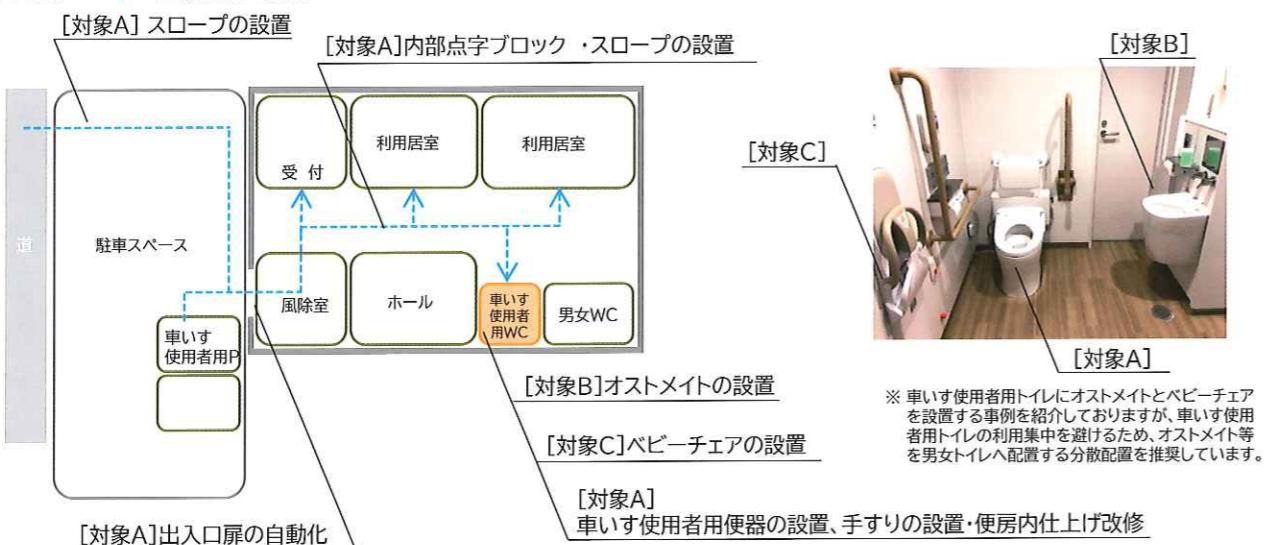
約137万円

110m<sup>2</sup>の飲食店（特別特定建築物）を改修して車いす使用者用トイレ等を設置

対象	別表番号	整備内容	補助対象経費 (工事費)	補助率	補助額(※)
A	別表2-3	敷地内点字ブロック・スロープ設置 内部点字ブロック・スロープ設置 車いす使用者用便器の設置(手すりを含む)、便房内仕上げ改修	300万円	2/3	200万円
B	別表2-14	オストメイト設備の設置	100万円	2/3	66.6万円
C	別表2-6	ベビーチェアの設置	10万円	2/3	6.6万円
	合 計		410万円	-	273.2万円

※実際の工事費(補助対象経費)に補助率を乗じた最大補助額です。実際と異なる場合がありますのでご了承ください。

[図中凡例] → 整備対象の経路



### 4. お問い合わせ先一覧

工事契約前に申請が必要です。  
詳細な手続き等については、市町村窓口へお問合せください。

市町村名	担当課	電話番号	補助制度	市町村名	担当課	電話番号	補助制度
鳥取市	建築指導課	0857-30-8361	○	琴浦町	建設環境課	0858-55-7805	○
米子市	建築相談課	0859-23-5227	○	北栄町	福祉課	0858-37-5852	○
倉吉市	建築住宅課	0858-22-8175	○	日吉津村	建設産業課	0859-27-5953	-
境港市	建築営繕課	0859-47-1062	○	大山町	福祉介護課	0859-54-5207	○
岩美町	福祉課	0857-73-1333	○	南部町	総務課	0859-66-3112	-
若桜町	町民福祉課	0858-82-2233	○	伯耆町	福祉課	0859-68-5534	○
智頭町	地域整備課	0858-75-4113	○	日南町	福祉保健課	0859-82-0374	-
八頭町	福祉課	0858-72-3590	○	日野町	建設水道課	0859-72-0350	-
三朝町	健康福祉課	0858-43-3520	○	江府町	総務課	0859-75-2211	-
湯梨浜町	総合福祉課	0858-35-5373	○				

このパンフレットに  
に関するお問合せは  
こちらまで

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
TEL:0857-26-7697 FAX:0857-26-8113  
Email:sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp

住まいまちづくり課のHPは  
こちらです



建物のバリアフリーをお考えの事業者さまへ

鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金のご案内

「たてもの」を  
「バリアフリー化」しませんか？

鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金とは？

鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金はバリアフリー化工事を行う民間の建築主の皆さまを応援する制度です。

バリアフリー化工事を行う費用の一部を、鳥取県と市町村が連携し補助しています。

※整備する建物がバリアフリー法及び鳥取県福祉のまちづくり条例で定められた「特定建築物」または「特別特定建築物」で、その建物をバリアフリー法等の基準等に適合するよう整備することが要件です。

トイレの改修

[最大]

333万円

補助対象経費2／3以内

エレベーターの改修

[最大]

1000万円

補助対象経費1／2以内

玄関の改修

[最大]

150万円

補助対象経費1／2以内

※補助額は対象建築物、補助対象経費、事業内容、及び補助率により異なります。



Q 補助の対象となる建物は？

A バリアフリー法と福祉のまちづくり条例に定められている“民間の事業者さま”が建築主の「特定建築物」と「特別特定建築物」が対象です。対象建物一覧は次頁をご参照ください。



Q バリアフリー法とは？

A 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の略称です。バリアフリー法はだれもが自立し、お互いを尊重して社会生活を送ることができる環境を整備することを目的としています。特に、お年寄りや障がいを持つ方、妊婦や子連れの人々が社会生活を送る上で“バリア”となるものを取り除くとともに、バリアを作らないよう様々な整備基準が設けられています。



Q 鳥取県福祉のまちづくり条例とは？

A バリアフリーを促進するため定められた鳥取県の条例です。この条例では、より多くの建物がバリアフリー化されるよう、バリアフリー法に加えて様々な整備基準が設けられています。



Q 車いす用トイレを改修するためにどんな整備が必要なの？

A 車いす用トイレを利用する方々が、建物に面する道などから車いす用トイレまで円滑に移動できるよう、敷地内外のスロープや手すり、点字ブロックなど整備する必要があります。対象の建物によりますが、これらの付随工事についても補助対象となります。詳しくは次頁をご参照ください。

鳥取県

## 1. 補助の対象

『特定建築物』：多数の方が利用する建築物

表Aへ

- ・卸売市場、工場
- ・事務所
- ・キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- ・学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- ・自動車の停留又は駐車のための施設

『特別特定建築物』：不特定多数の方が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する建築物 表Bへ

- |   |   |
|---|---|
| ・学校【各種、専修学校含む】  | ・ガス、電気、電気通信の用に供する事務所  |
| ・病院又は診療所  | ・体育館又は水泳場（一般公共の用に供されるものに限る）、ボーリング場その他これらに類する運動施設（企業の福利厚生用のもの）、遊技場又は公衆浴場 |
| ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場                                      | ・飲食店、郵便局、銀行、理美容院、クリーニング取次店、賃屋、貸衣装屋、その他これらに類するサービス業を営む店舗                 |
| ・博物館、美術館、図書館、展示場、集会場又は公会堂                             | ・自動車教習所又は職業訓練校・車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの          |
| ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗                              | ・一般公共の用に供される自動車の停留又は駐車のための施設  |
| ・ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿                                  |   |
| ・主として高齢者、障がい者等が利用する老人ホーム又は福祉ホーム<br>又はその他これらに類するもの、保育所 |   |
| ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター<br>その他これらに類するもの          |   |

ただし、下記のものは補助対象外となりますのでご注意ください。

1. 特別特定建築物で、建築工事等を行う部分の床面積が2,000m<sup>2</sup>以上のもの  
(令18条1項1号括弧書きで設置免除された上下階の移動が1層分以内のエレベーターを設置する場合を除く。)
2. 次の7用途の既存建築物の新築、改築、増築、移転、用途変更  
病院、診療所、障害児入所施設、身体障害者社会参加支援施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設
3. 分譲マンションなど、区分所有権の対象となる部分を有する共同住宅

## 2. 補助金額・要件

特定建築物 のバリアフリー化を行う場合  
(補助対象経費に対して1/2補助)

建物内部の整備	整備内容	補助上限金額(※1)		バリアフリー法等の基準の適合内容及び補助要件等	
		新築の場合 (補助率1/2)	改修の場合 (補助率1/2)		
	車いす使用者用トイレの整備 【1-1】[1-3]	60万円	150万円	【新築の場合】 バリアフリー非対応のトイレを設置する場合の費用との差額のみが補助対象です。また、建物全体をバリアフリー法等の基準に基づいて整備することが必要です。 【改修の場合】 トイレ改修費用、出入口自動扉への改修、建物内部のスロープ・階段手すり・点字ブロック設置費用、敷地内のスロープが対象です。建物全体をバリアフリー法等の基準に基づいて整備することが必要です。	
	オストメイト対応設備の整備 【1-7】	50万円	50万円	オストメイト対応設備の基準に基づいて整備することが必要です。	
	エレベーターの設置 【1-2】[1-4]	150万円	1000万円	建物全体をバリアフリー法等の基準に基づいて整備することが必要です。	
	電光掲示板、フラッシュライト等の整備 【1-9】	25万円	25万円	聴覚障がい者に緊急情報を伝達することができるものであることが必要です。	
玄関・外部の整備	玄関の整備 【1-5】	—	150万円	自動扉への改修、建物内部のスロープ・階段手すり・点字ブロックの設置費用が補助の対象です。	
	音声誘導装置等の設置 【1-6】	150万円	150万円	玄関への音声により視覚障がい者を誘導する設備(音声誘導装置及び点字表示板等)の設置を行うことが必要です。音声誘導装置は1物件あたり3箇所を上限とします。(50万円/箇所)	
	建物への車いす使用者用駐車場施設及び屋根の設置 【1-8】	100万円	100万円	車いす使用者用駐車施設から玄関までの経路に設ける屋根も対象となります。	

[凡例] [O-O] 烏取県福祉のまちづくり補助金要綱の別表番号と項を示す

## 特別特定建築物 のバリアフリー化を行う場合

(補助対象経費に対して1/2または2/3補助)

表B	整備内容	補助上限金額(※1)		バリアフリー法等の基準の適合内容及び補助要件等	
		新築の場合 (補助率1/2)	改修の場合 (補助率2/3)		
建物内部の整備	車いす使用者用トイレの整備 【2-1】[2-3]	60万円 (※2) 又は 200万円	333万円 (※2) 又は 200万円	2/3	【新築の場合】 バリアフリー非対応のトイレを設置する場合の費用との差額のみが補助対象です。また、建物全体をバリアフリー法等の基準に基づいて整備することが必要です。 【改修の場合】 トイレ改修費用、出入口自動扉への改修、建物内部のスロープ・階段手すり・点字ブロック設置費用、敷地内のスロープの設置費用、改修するトイレの床、壁、天井の仕上げ等の関連工事が補助の対象です。また、改修するトイレ及び道又は車いす使用者用駐車施設から当該トイレ及び利用居室(整備するトイレと同じ階のみ)までの経路を基準に基づいて整備することが必要です。
	オストメイト対応設備の整備 【2-14】	50万円	66万円	2/3	オストメイト対応設備の基準に基づいて整備することが必要です。
	エレベーターの設置 【2-2】[2-4]	150万円	1000万円	1/2	建物全体をバリアフリー法等の基準に基づいて整備することが必要です。
	電光掲示板、フラッシュライト等の整備 【2-16】	25万円	33万円	2/3	聴覚障がい者に緊急情報を伝達することができるものであることが必要です。
玄関・外部の整備	玄関の整備 【2-5】	—	333万円 (※2) 又は 200万円	2/3	玄関出入口自動扉への改修、建物内部のスロープ・階段手すり・点字ブロックの設置費用、敷地内のスロープ・点字ブロックの敷設費用、及び敷地内通路舗装が補助の対象です。
	音声誘導装置等の設置 【2-13】	150万円	150万円	1/2	玄関への音声により視覚障がい者を誘導する設備(音声誘導装置及び点字表示板等)の設置を行うことが必要です。音声誘導装置は1物件あたり3箇所を上限とします。(50万円/箇所)
	建物への車いす使用者用駐車場施設及び屋根の設置 【2-15】	100万円	133万円	2/3	車いす使用者用駐車施設及びその屋根、車いす使用者用駐車施設から玄関までの経路に設ける屋根も対象となります。
客室の整備	ホテル・旅館の車いす使用者用客室の整備 【2-11】	—	333万円	2/3	改修する客室及び道又は車いす使用者用駐車施設から客室までの経路をバリアフリー基準等に基づいて整備することが必要です。客室の改修費用、便所改修、玄関を自動扉へ改修する費用、建物内部のスロープ・階段手すり・点字ブロック・敷地内のスロープ設置費用が補助の対象です。
単独部位の整備	洋便器、自動水栓、手すり、ベビーチェア等の整備 【2-6】	—	370万円	2/3	一般公共の用に供されるものであることが必要です。 【個別の上限金額】 ・便器の洋式化 33万円/箇所 ・小便器の低リップ化 20万円/箇所 ・手洗い器の自動水栓 13万円/箇所 ・便所手すり 3.6万円/箇所 ・ベビーチェア 6.6万円/箇所 ・ベビーベッド 13万円/箇所 ・手すり 1万円/m ・廊下幅改修 6.6万円/m ・出入口 106万円/箇所 ・点字ブロック 1.6万円/m <sup>2</sup>
	建築物及び敷地への手すりの及び点字ブロックの整備 【2-7】[2-10]	—	370万円	2/3	
	廊下幅改修に伴う床、壁、天井の整備 【2-8】	—	370万円	2/3	
	出入口の開口の拡張、引き戸化等の整備 【2-9】	—	33万円	2/3	
その他	補助メニュー実施に伴い必要となる付随工事、建築主等の提案によるバリアフリー工事 【2-12】	—	33万円	2/3	一般公共の用に供される床面積200m <sup>2</sup> 以下の既存建築物に限ります。

※1補助上限金額は、補助対象経費(工事費等)に補助率を乗じた額

※2 劇場、観覧場、映画館、演劇場、集会場、公会堂、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館及び飲食店の用途